



注意

空気が乾燥しています
火災に注意してください

暖かくなり、山菜採りや魚釣りの時期となりました。また、火の不始末による山火事が多く発生する時期でもあります。

山に入るときは、タバコやマッチ等の「火の元」に十分注意してください。

5月26日、浜頓別町内において農機具の加熱によって牧草地に火が燃え移る火災が発生しました。

今年は雨が少なく、空気が乾燥しているため、牧草地に燃え移るとあつという間に燃え広がる恐れがあります。

農機具を使用される方は、機械の加熱には十分注意しましょう。



年金

社会保険庁からの
お知らせ

平成15年度物価スライド改定にか ける年金改定通知書の送付のお知らせ

国民年金や厚生年金保険などの公的年金の年金額は、毎年の物価の上昇・下落に応じて、翌年4月分から改定することになっています。

これまで物価が上昇していた間は、その上昇率に応じて年金額が引き上げられてきましたが、平成11年以降の物価は下落し続けており、本来なら年金額を引き上げるところ、平成12年度から3年連続で年金額を据え置く特例措置が講じられてきたところでした。

平成15年度の年金額については、過去累積の物価下落分(1・7%)と平成14年度の物価下落分(0・9%)を合わせたマイナス2・6%の減額となるのですが、3年連続して年金額を据え置いてきていること、その一方で現役世代の賃金が低下していることなどを総合的に勘案して、平成14年の物価下落分(0・9%)のみの改定が行われることとなりました。

また、改定された新年金額による年金の支払いは、平成15年6月支払期(4月・5月分)からとなりますので、年1回送付することとしている「年金振込通知書」と合わせて、「年金改定通知書」を6月6日まで

に社会保険業務センターから年金受給権者あてに送付することとしております。

なお、年金改定通知書が届かない場合や無くしてしまった場合などには、お近くの社会保険事務所にお問い合わせください。

稚内社会保険事務所

☎0162(32) 1233

役場住民課住民係

☎212345(内線114)



電線

送電線付近で作業される方へ

最近、送電線付近での建設機械やクレーン等の重機、樹木伐採などの作業中に電線に接触する事故が増えています。

このような事故は停電だけではなく、作業をする人にも大きな災害をもたらすことにもなりかねませんので、送電線付近で重機作業あるいは伐採作業をするときは十分に注意が必要です。

北海道電力では無料で立会いを実施しておりますので、送電線付近で作業をする時はご連絡ください。

北海道電力(株)幌延電力送電課
☎016321512214

公園は“みんなのもの”です。 いたずらは絶対に止めてください!

最近、何者かによってアメニティ公園内の照明灯やトイレの洗面台が壊されたり、ベンチなどに色が塗られるなどの被害が発生しています。公園利用者がいつまでも快適に利用できるよう、このような行為は絶対に止めてください。

※公園内にゴミを捨てないでください!



大切に使っている
人の気持ちも考えて!!

アメニティ公園についての連絡先は…
役場建設課土木係 ☎2-2345(内線134)



事故

夏期の山岳遭難事故を防ぐために

『山登りは体力・技量を考えて』

これからの時期、山の雪解けとともに北海道の短い夏を満喫しようと登山やトレッキングなどで、山に出かける機会が多くなるシーズンです。近年、健康ブームやアウトドア・レジャーなどにより、中高年層の登山者が増え、それに伴い、経験の浅い登山者や中高年者による山岳遭難事故も発生しております。

山岳遭難事故を防ぐため、次の点に注意してください。

- 登山は十分な装備とゆとりのある計画を立て、自分の体力や技量に合った登山に心がけましょう。
- 経験のあるリーダーのもと、複数による登山に努め、単独での登山は控えましょう。
- 入山前に必ず気象情報を確認し、天候悪化の兆しがある場合は、無理をせず、中止する勇氣を持ちましょう。
- 登山計画書は、必ず最寄の警察署、交番・駐在所に提出しましょう。また、家族や職場にも、登山計画書の写しを渡しておきましょう。



暴力

配偶者からの暴力に悩んでいませんか？

たとえ相手
が夫や妻など
身近な関係に
あったとして
も、暴力は犯
罪です。他人
ではないから
何をしてもし
いとという理由で見過ごされてしま
がちですが、どんな間柄でも暴力は
許されません。



相手の暴力を、自分のせいだと思
い込んでしまう場合もあります。

恥ずかしいことと思ったり、家族
に迷惑がかかるかと思うことによ
り、被害が表に出にくくなること
があります。さらに子どもに及ぼす影
響は計り知れません。

道立女性相談援助センターや支庁
では、配偶者からの暴力に関する相
談を受け、被害者を支援するための
一時保護など必要な情報の提供やカ
ウンセリング等の紹介をおこなって
います。

配偶者からの暴力にお悩みの方は、
お気軽にご相談ください。

道立女性相談援助センター

011(666)9955

宗谷支庁環境生活課

0162(33)3399

保育士の登録手続きをしましょう!!



平成13年11月30日に
児童福祉法の一部を改
正する法律が公布され、
平成15年11月29日か

ら施行されます。この法律の施行により、
保育士資格の法定化が図られました。

この改正は、保育士資格が詐称され、そ
の社会的信用が損なわれている実態に対処
する必要があること、地域子育ての中核を
担う専門職として保育士の重要性が高まっ
ていること等に対応するため、保育士資格
を児童福祉施設の任用資格から名称独占資
格に改め、併せて守秘義務、登録・試験に
関する規定を整備したものです。

現在、保育士として業務を行っている方は、
都道府県知事に登録する必要があり、都道府
県知事から保育士証が交付されて初めて保育
士として名乗ることができることとなります。
今後保育士として業務を行おうと考えてい
る方は、業務に就く前までに登録しておく
必要があります。

●申請の方法等

登録先	指定保育士養成施設卒業者→申請時点の所在地の都道府県知事 保育士試験合格者→合格地の都道府県知事
申請先	登録先は上記の通りですが、登録申請は、 登録事務処理センターに郵送 してください。なお、受付は平成15年5月から行っています。
登録申請時の提出書類	・保育士登録申請書 ・保育士資格証明書もしくは一部科目合格証明書(全科目分) ・郵便振替払込受付証明書 ※婚姻等により氏名が保育士資格証明書と異なる方は、上記提出書類のほか、戸籍抄本又は戸籍一部事項証明書が必要となります。
登録手数料	4,200円
申請の方法	下記の所で「保育士登録の手続き」を入手し、記入方法に従い必要書類に記載し、提出書類を添えて、申請を行ってください。
保育士登録の問合せ先	登録事務処理センター 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1丁目1番8号 青山ダイヤモンドビル 登録案内専用電話 0120-041943 ※月曜日から金曜日までの10時から18時まで ホームページ http://www.hoikushi.jp